

池田市建設工事の中間前金払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の前金払に関する規程（昭和46年池田市訓令第4号。

以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、市が発注する建設工事に関する中間前金払について、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第2条 中間前金払の対象となる工事において、中間前金払と部分払とのいずれを請求するかは、受注者が選択できるものとし、中間前金払を選択したときは、部分払は請求することができない。

2 受注者は、前項の規定による選択をする場合は、契約を締結する前に中間前金払又は部分払の選択に係る届出書（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。

3 前項に規定する届出書の提出後における当該選択の変更は、これを認めない。

(中間前金払の認定請求)

第3条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書（様式第2号）に工事履行報告書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定の請求があった場合において、規程第2条第4項各号に掲げる要件を全て満たしていると認めるときは、当該中間前金払認定請求書の提出があった日から起算して7日（池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）第1条第1項各号に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に中間前金払認定調書（様式第4号）を受注者に交付するものとする。

3 市長は、工事履行報告書に記載された出来高の数値等に疑義がある場合は、当該数値等の根拠となる追加資料の提出及び現地立会を求めるものとする。

(中間前金払の請求等)

第4条 中間前金払を行うことについて認定を受けた受注者が中間前金払を請求しようとするときは、請求書に保証事業会社の前払金保証証書の原本及び写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して14日（市の休日を除く。）以内に中間前金払をしなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

年 月 日

中間前金払又は部分払の選択に係る届出書

池田市長 様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者職氏名

印

池田市建設工事の中間前金払に関する要綱第2条第2項の規定により、下記の工事について次のとおり届け出ます。

- 1 中間前金払を選択します。なお、本工事に関し、部分払の請求はしません。
- 2 部分払を選択します。なお、本工事に関し、中間前金払の請求はしません。

記

工事名	
契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	円
備考	

※1又は2を選択し、□にチェックすること。本書提出後の選択の変更は認めない。

年 月 日

中間前金払認定請求書

池田市長 様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者職氏名

印

池田市建設工事の中間前金払に関する要綱第3条第1項の規定により、中間前金払の認定について請求します。

記

工事名	
契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	円
備考	

※工事履行報告書（様式第3号）を添付すること。

中間前金払認定調書

様

池田市長

印

下記の工事について、その進捗状況を調査した結果、中間前金払をすることができる要件を具備していることを確認したので、中間前金払を認定します。

記

工事名	
契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	円
備考	